



2019年11月8日

各位

会社名 株式会社キムラタン
 代表者名 代表取締役 清川 浩志
 (コード番号 8107 東証第1部)
 問合せ先 常務取締役 木村 裕輔
 (電話 078-806-8234)

**第三者割当による新株式の発行及び行使価額修正条項付
 第15回新株予約権(行使指定条項付)の発行並びに資金用途の変更に関するお知らせ**

当社は、2019年11月8日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による新株式(以下、「本新株式」といいます。)の発行(以下、「本新株式発行」といいます。)及び第15回新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の発行を決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

【本新株式発行に係る募集】

(1) 払込期日	2019年11月25日
(2) 発行新株式数	普通株式 1,543,200株
(3) 発行価額	1株につき32.4円
(4) 調達資金の額	49,999,680円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、Japan International Partners LLCに全株式を割当てる。
(6) その他	前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

【本新株予約権発行に係る募集】

(1) 割当日	2019年11月25日
(2) 新株予約権の総数	149,135個
(3) 発行価額	総額5,070,590円(本新株予約権1個につき34円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	潜在株式数: 14,913,500株(新株予約権1個につき100株) 上限行使価額はありません。 下限行使価額は、18円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は14,913,500株です。
(5) 資金調達の額	479,467,990円(注)
(6) 行使価額及び 行使価額の修正条件	当初行使価額 1株当たり32.4円 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の行使請求に必要な事項の通知がなされた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「東証終値」といいます。)の90%に相当する金額に修正されます。但し、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とし

	ます。
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、Japan International Partners LLCに全部を割当てる。
(8) その他	<p>当社は、割当予定先であるJapan International Partners LLCとの間で、本新株式及び本新株予約権に係る買取契約(以下「本買取契約」といいます。)を締結し、以下の内容につき合意する予定です。</p> <p>① 当社は、2019年11月26日から2022年11月10日までの間、割当予定先に対して行使すべき本新株予約権の数その他必要事項を通知することにより、原則として行使指定日の翌取引日以後10取引日間(行使コミット期間)中に行使を確約させることができること。</p> <p>② 割当予定先は、一定の場合に、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができること。</p> <p>③ 割当予定先は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないこと。</p> <p>また、本買取契約においては、下記「6. 割当先の選定理由等(6)ロックアップ」に記載しておりますとおり、新株式発行等に関するロックアップに係る条項が定められる予定です。</p>

- (注) 1 Japan International Partners LLCは、米国において安定した資金を基にファンドを運営しているWeiss Asset Management LPの関連会社である、Nippon Opportunity Management LLCが運用するファンドです。詳細は12ページ「6. 割当先の選定理由等 (1) 割当先の概要」をご参照ください。
- 2 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

1925年に神戸に創業した当社は、ベビー・子供アパレル事業を主な事業内容とし、一貫して自社オリジナル企画・デザインによる製品を提供してまいりました。現在は、主に総合スーパーにおけるインショップ業態であるBaby Plaza及びBOBSON(注)並びに直営店256店舗を全国に展開し(2019年3月現在)、またネット通販による消費者への販売、専門店に向けた卸販売を行っております。

しかしながら、昨今のベビー・子供アパレル業界を取り巻く環境は、少子化による市場規模の縮小、根強い消費者の価格志向などの影響により非常に厳しい状況が続いており、当社は、2016年3月期以降継続的に営業損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、2019年3月期においては、6億22百万円の営業損失及び6億54百万円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、4期連続の損失計上となる誠に遺憾な結果となりました。さらに、それに伴って、3億99百万円のマイナスの営業キャッシュ・フローを計上することとなり、当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

このような状況を打破し経営再建を果たしていくために、2019年1月に当社筆頭株主である株式会社レゾンディレクションの代表者である清川浩志氏を新社長とする人事を決定し、同年3月に新たな経営再建計画である「事業計画2019-2020」を策定いたしました。清川氏は、同年6月に開催の定時株主総会の決議を経て、当社代表取締役社長に就任し、目下、その陣頭指揮のもと事業計画の実行に日々取り組んでいるところであります（事業計画の詳細につきましては、2019年3月30日付当社ホームページに掲載の「事業計画2019-2020」https://www.kimuratan.co.jp/pdf/jigyokeikaku_2019_2020.pdfをご参照ください）。

「事業計画2019-2020」は、A 着手済みの短期戦略、B 2019年度短期戦略、C 中期戦略の3つを基軸として策定しており、その骨子は以下のとおりです。

A 着手済みの短期戦略

① 店舗運営体制の改革、② 組織構造の改革、③ 経費削減を基軸とし、2019年4月までに体制整備を完了いたしました。現在、新たな組織・体制にて、効率的な情報共有と意思決定のスピード化を図りながら、売上拡大と経費削減に努めております。

B 2019年度短期戦略

① ブランド・リニューアル

2019年9月に日本製新生児ブランド「愛情設計」について、よりスタイリッシュなブランドへと全面リニューアルを実施しました。新たに「うるおいシルクコットン」を加え、“First touch”ー赤ちゃんを想うお母さんの愛情ーをコンセプトとして、新生児ブランドとしての地位の確立を目指してまいります。

また、2019年9月に新ブランド“n.o.u.s”をデビューさせました。トレンド性を重視した洗練されたアイテムを買い求めやすい価格で提案し、新たな顧客層の拡大により売上増を目指しております。

② 粗利率の向上

生産管理体制の強化に加え、生産拠点の見直しにより原価率の低減を図っております。目下、中国において、よりコスト競争力のある工場の開拓を進めており、2019年冬物以降生産拠点のシフトを進め、一層の原価低減につなげてまいります。加えて、プロパー販売の強化にも取り組み、値下げ率の抑制による粗利率の向上を実現させてまいります。

③ 会員数の増加

WebサイトやSNSなどを活用して顧客との接点を増やし、リアル店舗とECの連携によって、会員数の増加を図り、売上拡大につなげてまいります。2020年3月期第1四半期においては、Baby PlazaにおいてSNSの活用を開始するとともに、会員の獲得に注力してまいりました。

今後もデジタル技術の活用、リアル店舗とECの連携を強化し、顧客にとっての利便性の向上を図りながら会員獲得に努めてまいります。

C 中期戦略

① M&A戦略

2019年3月にベビー・子供服飾雑貨メーカーの中西株式会社（以下、「中西」といいます。）を買収し、現在、シナジーの最大化に向けて取り組んでおります。中西による当社製品のOEM生産だけでなく、中西が所有するブランドの当社ECにおける販売にも取り組み、店舗及びECにおいて総合的に服飾雑貨を強化し、売上拡大とシナジーの最大化につなげてまいります。

今後も、同業他社とのシナジーと異業種への展開を視野に入れ、アパレル関連、子ども関連やファミリーをターゲットとする事業等のM&Aによる成長機会を追求していきます。

② ウェアラブルIoT事業

現在、バイタルデータから独自のアルゴリズムで園児の体調を可視化した「園児見守りソリューション」を開発し、保育所への営業活動、全国展開に向けた代理店募集に取り組んでおります。幼児教育・保育の無償化に伴う保育サービスに対するニーズの増加とともに、安全・安心についての関心が高まる中、全国の保育所に展開し、保育所の安全性と保育の質の向上に貢献していきたいと考えております。

③ 海外戦略

少子化による国内市場の縮小が避けられない状況下で、海外での事業展開は、将来の成長のためには重要であると考えております。当年度においても、複数の中国アパレル企業との対話を重ねておりますが、引き続き候補先の選定・協議を継続し、海外パートナー・シップの再構築を目指してまいります。

以上の取り組みにより、2020年3月期の業績改善と今後の成長を実現させるべく鋭意努力してまいり所存であります。

しかしながら、これらの事業戦略については、いずれも現在実行の途上の段階にあり、直ちに大きなキャッシュ・フローを生み出すことは現実的には困難であります。今後、これまででないスピード感をもって戦略を着実に実行することにより早期の収益改善に努めてまいります。目下の当社の現況を踏まえると、当面の仕入資金を手元資金から捻出することは難しく、新たな資金調達必要性が生じております。

調達手段としては、当社の現況に鑑み資本性の資金調達が妥当であると判断し、当社代表取締役である清川浩志氏自身が、経営再建を果たしていくという強い決意から自らが新株式を引き受けることを前提とし、協調して当社に出資する意向のある引受け先を模索してまいりました。資金調達の手法については、当社の資金需要とのバランスを考慮しつつ、既存株主の利益に十分配慮することを重視し、国内外の事業会社・投資家との協議を重ねてきました。

このように当社に出資する意向のある引受け先を模索する最中ではありましたが、2019年8月には秋物の仕入資金に目処をつける必要があることから、当社代表取締役清川浩志氏及びかねてより当社を支援したいとの意向を示されていた株式会社大都商會を割当先として新株式及び新株予約権を発行することとし、2019年8月27日付公表の「第三者割当による新株式の発行及び第14回新株予約権の発行に関するお知らせ」に記載のとおり、同日発行を決議し、同9月13日に払込が完了いたしました。

これにより当面の資金の目処は立ちましたものの、未だ収益及びキャッシュ・フロー改善は実行途上の段階にあります。当第2四半期の業績は、2019年3月に中西株式会社を連結子会社化したことにより売上高は前年同期比24.7%増の21億72百万円と増収となりましたが、既存アパレル事業の売上高は前年同期比2.5%減と低調な推移となりました。その結果、粗利率の改善及び経費の削減により前年同期に対して赤字幅は僅かに縮小となったものの計画には至らず、依然として営業キャッシュ・フローはマイナスの状況が続いております。

以上のとおり、前回ファイナンスにより、2019年9月13日を払込期日として約2億円の資金を調達いたしました。冬物の一部及び春物の仕入資金としてさらに資金を調達する必要があることと、少子化を背景に国内ベビー・子供服市場は全体として厳しい状況が続く中、短期戦略としてのECの強化・リアル店舗とECの連携強化や中西とのシナジー強化を加速させる必要があること、さらには中期戦略であるウェアラブルIoT事業の拡大を図っていく必要があることから、引き続き株式の引受け先を模索してまいりました。そうしたところ「6. 割当先の選定理由等 (2) 割当予定先を選定した理由」に記載の内容を背景に、8月中旬頃より本件割当予定先の運用会社であるWeiss Asset Management LP (以下、「Weiss社」といいます。)との協議を重ねてまいりました。Weiss社からの提案は、当社の資金需要とのバランスを考慮しつつ、既存株主の利益に十分配慮した現時点での最良の資金調達の選択肢であると判断し、今回のファイナンスを決定いたしました。

今回の資金調達により前回ファイナンスと合わせ約25%の希薄化が生じることになりますが、今般の

ファイナンスにより必要資金を調達し、当社経営再建をより確かなものにするるとともに、将来の成長と安定的な財務体質の構築を実現することが、将来的に企業価値の回復と向上に資するものであると認識し、株主の皆様をはじめステークホルダーの利益の最大化に努めてまいり所存であります。

なお、今回のエクイティ・ファイナンスにおける具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、後記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

(注) Baby Plaza：新生児・ベビー向けを中心としたミックス・ブランド型の総合スーパー等における売場内ショップ。BOBSON ショップ：トドラー（3～7歳児）向けを主体としたBOBSONブランドの総合スーパーにおける売場内ショップ。

(2) 資金調達方法の選択理由

本新株式発行と本新株予約権の発行を組み合わせた資金調達方法は、既存株主の利益に配慮しながら、当面の必要資金を確実に調達し、今後の事業戦略の実行と経営再建を確かなものとするとともに、中長期的な成長戦略であるウェアラブルIoT事業の拡大に必要な資金を充足し企業価値の向上を目指していくという点で現時点における最適な選択であると判断いたしました。

(3) 本新株予約権の商品性

① 本新株予約権の構成

- ・本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は14,913,500株です。
- ・割当予定先はその裁量により本新株予約権を行使することができます。但し、下記②に記載のとおり、本買取契約の規定により当社が行使指定(下記②に定義する。)を行うことができますので、当社の裁量により、割当予定先に対して一定数量の範囲内で行使を義務付けることが可能となります。
- ・本新株予約権の行使価額は、当初32.4円(発行決議日の前取引日の東証終値の90%の水準)ですが、本新株予約権が行使される都度、本新株予約権の行使請求に必要な事項の通知がなされた日の直前取引日の東証終値の90%に相当する価額(円位未満少数第2位まで算出し、少数第2位を切り上げます。)に修正されます。但し、行使価額は、下限行使価額である18円(発行決議日の前取引日の東証終値の50%の水準)を下回って修正されることはありません。
- ・本新株予約権の行使期間は、割当日の翌取引日以降3年間である2019年11月26日から2022年11月25日までの期間です。

当社は、当社と割当予定先との間で締結予定の本買取契約において、主に下記②及び③の内容について合意する予定です。

② 当社による行使指定

- ・割当日の翌取引日以降、2022年11月10日までの間において、当社の判断により、当社は割当予定先に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定すること(以下「行使指定」といいます。)ができます。ただし、2020年2月25日までの間においては、割当予定先の合意の元に、当社は行使指定を行います。
- ・行使指定に際しては、その決定を行う日(以下、「行使指定日」といいます。)において、以下の要件を満たすことが前提となります。

- (i) 当社が、未公表の重要事実を認識していないこと
 - (ii) 前回の行使指定日から10取引日以上の間隔が空いており、延長された行使コミットメント期間内の日にも該当しないこと
 - (iii) 東証終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回っていないこと
 - (iv) 当社の株価に重大な影響を及ぼす可能性があるとして合理的に予想される事実又は実際に株価に重大な影響を及ぼす事実の開示を行った日及びその翌取引日でないこと
 - (v) 東証における当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限に達し(ストップ高)又は下限に達した(ストップ安)まま終了していないこと
 - (vi) 当社が買取契約の規定に違反していないこと
- ・当社が行使指定を行った場合、割当予定先は、原則として、行使指定日の翌取引日から10取引日以内(以下「行使コミット期間」といいます。)に指定された本新株予約権を行使する義務を負います。
 - ・一度に行使指定可能な本新株予約権の数には限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社株式の数が、行使指定日の直前取引日までの20連続取引日又は60連続取引日における当社株式の1日あたり平均出来高のいずれか少ない方の数を超えないように指定する必要があります。
 - ・行使指定後、当該行使指定に係る行使コミット期間中に東京証券取引所における当社株式の株価(場中株価を含む)が下限行使価額の110%に相当する金額を下回った場合には、当該行使コミット期間は終了となります。
 - ・行使指定後、当該行使指定に係る行使コミット期間中に当社株式が取引停止となった場合、当社株式が監理銘柄に指定された場合もしくは上場廃止となった場合又は以下に記載する行使コミット期間の延長を生じさせる事由が発生したため10取引日の行使コミット期間を確保できなくなる場合は、当該行使コミット期間は終了となります。
 - ・行使コミット期間中に当社株式の1日あたりの出来高が行使指定を行った株数の50%を下回った場合、行使コミット期間は下回った日数分、延長されます。
- ③ 割当予定先による本新株予約権の取得の請求及び当社による本新株予約権の取得
- 割当予定先は、2019年11月26日以降、2022年11月24日までの間のいずれかの取引日の東証終値が下限行使価額を下回った場合、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の要項に従い、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより本新株予約権を取得します。また、当社は、2022年11月25日において、本新株予約権の要項に従い、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、当該時点で残存する本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得します。

(本新株予約権のメリット)

- ① 過度な希薄化の抑制が可能なこと

本新株予約権の目的となる株式の総数は14,913,500株(発行決議日現在の発行済株式数117,460,310株の12.7%)と固定されており、株価動向にかかわらず本新株予約権の最大交付株式数が限定されております。行使価額が下方修正されても、希薄化が当初の想定以上に進むことはありません。
- ② 株価への影響の軽減を図っていること
 - ・本新株予約権の行使価額は各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいと考えられます。

・下限行使価額が18円（発行決議日の前取引日の東証終値の50%の水準）に設定されており行使価額がかかる金額を下回ることはありません。

・行使指定を行う際には、東証終値が22円（下限行使価額の120%の水準）以上である必要があり、また、上記「(3) 本新株予約権の商品性 ②当社による行使指定」に記載のとおり、一度に行使指定可能な数量の範囲は行使指定直前の一定期間の出来高等を基本として定められることになっており、行使が発生する株価水準や株式発行による需給悪化懸念に配慮した設計となっております。

・当社は、当社と割当予定先との間で締結予定の本買取契約において、割当予定先は、本新株予約権の行使により交付を受けた株式について、一日の当社株式の出来高の20%を超える株式数を一日で売却しない旨を合意する予定です。

③ 行使の蓋然性を高めることが可能となっていること

上記(3) 本新株予約権の商品性の②に記載の通り、当社の判断により、行使指定を行うことが可能となります。このことから、市場動向及び資金の状況を勘案しつつ、適切なタイミングで行使の蓋然性を高めることが可能となる設計となっております。

(本新株予約権の主な留意事項)

④ 本新株予約権の下限行使価額は18円（発行決議日の前取引日の東証終値の50%の水準）に設定されており、株価水準によっては資金調達ができない可能性があります。

⑤ 株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。但し、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。

⑥ 当社株式の流動性が低下した場合には、資金調達完了までに時間を要する可能性があります。

⑦ 本新株予約権発行後、東証終値が下限行使価額を下回った場合等には、割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する場合があります。

(他の資金調達方法との比較)

① 金融機関からの借入れ

金融機関からの借入れによる資金調達については、当社の現在の財務状況に鑑み困難性が高いと考えられ、また、調達金額が負債となり、負債比率が上昇し、財務健全性の低下が見込まれるため、現状の当社の財務状況等に鑑み、望ましくないと判断いたしました。

② 公募増資

公募増資は有力な資金調達手段ではありますが、現在の当社の財務状況を鑑みると現実的ではないと判断し、資金調達の候補からは除外いたしました。

③ 転換社債型新株予約権付社債

金融機関からの借入れと同様に当社の財務状況に鑑み困難性が高いと考えられ、また、調達金額が当初負債に計上されるため、転換行使が進まない場合には継続的な財務健全性の低下が見込まれるため、現状の当社の財務状況等に鑑み、望ましくないと判断いたしました。

④ 第三者割当による全量新株式の発行

第三者割当により本新株式発行及び本新株予約権の全株式を発行する場合、一時に資金調達を可能とする反面、1株当たり利益の希薄化も一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。他方、今回の本新株式発行と本新株予約権の発行の組み合わせの場合、既存株主の利益に配慮しつつ、当面の必要資金を確実に調達するとともに、中長期的な企業成長に応じた資金調達に期待ができることから、現時点では最適な資金調達方法であると判断いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

調達する資金の総額	538,267,670
内訳	
本新株式発行による調達額	49,999,680
本新株予約権の発行による調達額	5,070,590
本新株予約権の行使による調達額	483,197,400
発行諸費用の概算額	9,700,000
差引手取概算額	528,567,670

- (注) 1 行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使による調達額及び発行諸費用の概算額は減少いたします。
- 2 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権評価費用、調査費用、変更登記費用、有価証券届出書作成費用及び株式事務手数料の合計です。
- 3 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

【前回ファイナンスにより調達した資金の充当状況及び資金使途の変更】

2019年8月27日付公表の「第三者割当による新株式の発行及び第14回新株予約権の発行に関するお知らせ」に記載のとおり、2019年9月13日を払込期日として調達した資金の充当状況は下表のとおりです。

具体的な使途	支出予定額	支出時期	現時点での支出額
① 本業の仕入資金	200百万円	2019年8月～2019年10月	150百万円
② 借入金の返済	—	2019年9月	50百万円
合計	200百万円		200百万円

上表の②借入金の返済については、人件費等の運転資金に充当するために当社代表取締役清川浩志氏より借入れた50百万円について払込金の一部を原資として返済したものであります。

【本新株式発行及び本新株予約権発行により調達する資金の使途】

具体的な使途	支出予定額	支出予定時期
① 本業の仕入資金	51百万円	2019年11月～2019年12月
合計	51百万円	

① アパレル事業においては、春夏物に比べ秋冬物の仕入額が大きく（秋冬物の仕入額は春夏物に対し概ね1.5倍）、例年8月～11月にかけて仕入資金の支出が先行することから、2019年8月27日付公表の「第三者割当による新株式の発行及び第14回新株予約権の発行に関するお知らせ」に記載のとおり、新株式発行により調達した資金の一部を秋冬物の仕入資金に充当いたしました。

目下、「事業計画2019-2020」に掲げた戦略実行に取り組み、業績改善とキャッシュ・フローの改善を目指しているところでありますが、現時点では実行途上の段階にあり、手元資金と合わせても冬物の仕入資金に不足が見込まれます。さらに、前記の新生児ブランド「愛情設計」リニューアルによる新商品の仕入れ及び2020年春物の仕入れが重なることから、2019年11月～2020年3月にかけて資金需要が高まるこ

とが見込まれております。

以上のことから、本新株発行及び本新株予約権発行並びに本新株予約権の行使により調達する資金の一部を本業の仕入資金に充当するものであります。

【本新株予約権の行使により調達する資金の使途】

具体的な使途	支出予定額	支出予定時期
① 本業の仕入資金	100 百万円	2020 年 1 月～2020 年 3 月
② 雑貨仕入資金	80 百万円	2020 年 2 月～2020 年 7 月
③ ブランド・リニューアルに伴う仕入資金	50 百万円	2020 年 8 月～2020 年 12 月
④ EC・Webサイトリニューアル	50 百万円	2020 年 5 月～2021 年 3 月
⑤ ウェアラブルIoT事業開発投資及び海外展開資金	197 百万円	2020 年 12 月～2023 年 3 月
合計	477 百万円	

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

なお、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は当社株式の株価動向及び新株予約権者の判断に依存するため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。なお、上記の使途については、概ね①～⑤の順番で充当することを予定しておりますが、調達額が下回った場合には、⑤の使途で調整することを想定しております。

なお、上記①～⑤については実際に支出するまでの間は、安全性の高い預金口座にて運用・管理していく予定です。

① 本業の仕入資金

前記【本新株発行及び本新株予約権発行により調達する資金の使途】に記載のとおりであります。

② 雑貨仕入資金

中期戦略のひとつに掲げているM&A戦略については、2019年3月にベビー・子供服飾雑貨メーカーである中西の株式を取得し、現在、中西とのシナジーの最大化に向けて取り組んでいるところであります。中西による当社ブランド製品のOEM生産にとどまらず、中西ブランドの当社ECにおける販売も計画しており、店舗及びECにおいて総合的に服飾雑貨を強化することにより、売上・収益の拡大を目指してまいります。以上により仕入額の増加が見込まれることから仕入資金として80百万円を充当する予定です。

③ ブランド・リニューアルに伴う仕入資金

前掲のとおり、2019年度短期戦略のひとつとして「ブランド・リニューアル」を掲げ、新生児ブランド「愛情設計」の全面リニューアルと新ブランド「n.o.u.s」の立ち上げを実施いたしました。これにより、顧客層の幅を拡げ今後の売上拡大につなげてまいります。今後、既存ブランドについても見直しを行い、顧客ニーズにより的確に対応したブランドへのリニューアルや新ブランド導入により売上拡大を図ってい

くことを構想しており、それに伴い増加する仕入資金として50百万円を充当する予定であります。

④ EC・Webサイトリニューアル

昨今のアパレル消費の動向を踏まえると、ECの一層の強化と短期戦略であるリアル店舗とECの連携の強化を加速させる必要があると考えております。

ECについては、各ブランドのコンセプト、シーズンイメージの表現力の向上とともに、サイトとしてのパフォーマンス向上も図り、顧客にとっての魅力度と利便性を向上させ、売上拡大につなげてまいります。

また、今般のブランド・リニューアルに伴い、「愛情設計」及び新ブランド「n.o.u.s」の紹介ページを立ち上げ、各々のブランドのコンセプトや価値観の訴求を行っておりますが、既存のWebサイトについてもブランド価値の表現力、訴求力を高めていくことが急務であると認識しており、Webサイトを全般的に総合的に強化する必要があると考えております。

また、これまでも短期戦略のひとつとして、会員の獲得に努めてまいりましたが、「リアル店舗とECの連携強化」による顧客価値の向上に向けて、会員制度の見直し、デジタル技術の活用による顧客にとっての利便性の向上にも取り組んでまいります。

以上のとおり、ECの強化、Webサイトのリニューアル、リアル店舗とECの連携強化のためのデジタル・マーケティングの総合的な強化に対し50百万円を充当する予定であります。

⑤ ウェアラブルIoT事業開発投資及び海外展開資金

当社は、少子化を背景として国内ベビー・子供アパレル市場は市場規模の縮小が予想される中、中期戦略として「ウェアラブルIoT事業」及び「海外戦略」を掲げ、事業領域の拡大を目指しております。

「園児見守りソリューション」につきましては保育所からの関心は高く、現在、全国の保育所への営業活動及び代理店の募集活動を行っており、年内の販売開始を目指してまいります。

一方で、保育士不足が深刻化する中、保育所運営全般に係る業務負担軽減が課題となっており、保育所運営に関する全般的なソリューションを提供することで事業の拡大につなげていきたいと考えております。また、保育以外の領域においてウェアラブルIoT技術を活用した事業化の可能性についても模索していきたいと考えております。

さらに、現在、海外戦略に掲げる海外パートナーシップの再構築に向け、複数の中国アパレル企業との対話を重ねておりますが、中国における出生数の増加を背景として、ベビー・子供分野でのビジネス展開については意欲的であり、ベビー・子供アパレル事業とともに、ウェアラブルIoT事業についても高い関心を示しております。当社としても中国での事業拡大の可能性はあったと考えておりましたが、これまでの中国アパレル企業との対話の中でその必要性がより明確になったことから、今後の事業展開について検討を進めてまいります。

後記「6. 割当先の選定理由等(2) 割当予定先を選定した理由」に記載のとおり、当社は、今回ファイナンスの割当予定先の資産運用を行う会社であるWeiss社に対し、当社の経営環境、今後の事業方針を伝え、協議を行ってまいりましたが、本業アパレル事業の立て直しとともに、ウェアラブルIoT事業の拡大により中長期的な成長を目指していくという当社の事業方針について理解を得ており、国内事業展開を早期に軌道に乗せ、海外展開を含めた事業拡大につなげてまいります。

以上のとおり、ウェアラブルIoT事業の拡大のための開発投資に5百万円、海外展開に向けた開発投資に12百万円及び海外展開に必要となる仕入資金等の資金として1億80百万円を充当する予定であります。

なお、当社が2019年9月13日に発行しました第14回新株予約権の行使により調達する資金をウェア

ラブル I o T 事業の国内事業展開に係る仕入資金に充当する予定であります。現時点では当該新株予約権 48,370 個については、その全部が未行使であります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株式発行及び本新株予約権により調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、収益向上及び財務基盤の強化を図れることから、当該資金使途は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

（1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

① 本新株式発行

割当予定先と交渉した結果、本新株式の発行価額は、本新株式発行に係る取締役会決議日の前営業日（2019年11月7日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 36 円を基準とし、1 株につき 32.4 円（ディスカウント率 10.00%）といたしました。

当該発行価額は、本新株式発行に係る取締役会決議日の直前 1 ヶ月間の終値の平均値である 34.55 円に対しては（6.22%のディスカウント）、直前 3 ヶ月間の終値の平均値である 34.08 円に対しては（4.93%のディスカウント）、直前 6 ヶ月間の終値の平均値である 35.41 円に対しては（8.50%のディスカウント）となります。

本新株式発行に係る取締役会決議日の前営業日の終値を基準とした理由は、算定時に最も近い時点の市場価格であり、現時点における当社株式価値を適正に反映しているものと判断したためであります。

かかる発行価額については、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額に 0.9 を乗じた額以上の価額であること」とする、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであり、割当予定先に特に有利な発行価額に該当しないものと判断しております。

なお、監査役 3 名全員（うち社外監査役 2 名）から、本新株式の発行価額は、上記日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」等に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

② 本新株予約権発行

当社は、本新株予約権の発行要項及び本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者評価機関である茄子評価株式会社（東京都港区麻布十番 1 丁目 2 番 7 号 ラフィネ麻布十番 701 号 代表者：那須川進一）（以下「茄子評価」といいます。）に依頼しました。茄子評価と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

茄子評価は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、茄子評価は、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利率、割当予定先の権利行使行動等についての一定の前提を想定して評価を実施しています。

当社は、茄子評価が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との協議を経て、第 15 回新株予約権 1 個当たりの払込金額を当該評価額と同額である 34 円としました。また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日（2019年11月7日）の東京

証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 36 円を参考として、当初 32.4 円（10%のディスカウント）としました。

本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、茄子評価が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、茄子評価の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額であるため、本新株予約権の発行価額は、特に有利発行せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、監査役 3 名全員（うち社外監査役 2 名）から、本新株予約権の発行価額は、上記算定根拠に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第三者割当により発行される株式数は 1,543,200 株（議決権数は 15,432 個）で、発行決議日現在の当社発行済株式総数 117,460,310 株に対する比率は 1.3%、発行決議日現在の当社議決権総数 1,174,299 個に対する比率は 1.3%であります。また、本新株予約権の全てが行使された場合における交付株式数は 14,913,500 株（議決権数は 149,135 個）で、発行決議日現在の当社発行済株式総数に対する比率は 12.7%、発行決議日現在の当社議決権総数に対する比率は 12.7%であります。したがって、本資金調達による希薄化の割合は最大で 14.0%であります。

しかしながら、当社が、当面必要となる資金を調達し「事業計画 2019-2020」の着実な実行により経営再建を果たしていくこと、本新株予約権の行使により調達する資金によりウェアラブル I o T 事業を拡大し中長期的な成長を実現していくことは、既存株主の利益に資するものであり、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

6. 割当先の選定理由等

（1）割当先の概要

（1） 名称	Japan International Partners LLC	
（2） 所在地	251 Little Falls Drive, Wilmington, Delaware 19808-1674 USA	
（3） 設立根拠等	Delaware Limited Liability Company	
（4） 組成目的	投資業	
（5） 組成日	2017 年 2 月 14 日	
（6） 出資の総額	100 米ドル Initial Contribution	
（7） 出資者・出資比率	Brookdale Aggregate Holdings LLC 100%	
（8） 業務執行組合員の概要	名称	Nippon Opportunity Management LLC
	所在地	251 Little Falls Drive, Wilmington, Delaware 19808-1674 USA
	代表者の役職・氏名	Andrew Weiss, Paul Sherman, Eitan Milgram
	事業内容	資産運用
	資本金	100 米ドル Initial Contribution
（9） 上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	該当事項なし
	上場会社と業務執行組合員	該当事項なし

	との間の関係	
--	--------	--

(注) 当社は、Japan International Partners LLC について、反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（東京都港区赤坂 2-8-11 代表取締役 羽田寿次）に調査を依頼しました。その結果、①割当予定先である Japan International Partners LLC 及びその直接の出資者である Brookdale Aggregate Holdings LLC、並びにその直接の出資者である Brookdale International Partners, L.P. 及び Brookdale Global Opportunity Fund、②Japan International Partners LLC のマネージャーである Nippon Opportunity Management LLC、並びに③ Brookdale International Partners, L.P. 及び Brookdale Global Opportunity Fund に対して投資運用業務を提供している Weiss 社、そのジェネラル・パートナーである WAM GP LLC 並びに Weiss 社の CEO 及びその役員について、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。また、Brookdale International Partners, L.P. 及び Brookdale Global Opportunity Fund の資金源泉につきましては、同ファンドに対して資金運用業務を提供している Weiss 社から、Brookdale International Partners, L.P. 及び Brookdale Global Opportunity Fund の投資家につき、現時点において、反社会的勢力との関係が疑われる旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社は割当予定先が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載の通り、一定程度確実且つ機動的な資金調達方法について、複数検討してまいりました。そのような状況の中、当社の資本政策について議論を行ってきたキャンターフィッツジェラルド証券株式会社（住所：東京都港区赤坂五丁目 3 番 1 号 赤坂 Biz タワー38 階 日本における代表者：村田光央）に対し、2019 年 7 月に当社より資金ニーズを具体的に伝えたところ、リスク許容力が高く、当社の資金ニーズを充足する上で柔軟に投資手法を検討できると考えられる海外機関投資家をご紹介頂ける旨説明がありました。そして、キャンターフィッツジェラルド証券株式会社が、高い投資判断能力とリスク許容力を有すると見込まれる投資家として選定した海外機関投資家の内、当社のおかれた経営環境・今後の事業方針、本第三者割当に係るリスク等を十分に理解した上で、かつ当社が必要とする金額を調達する上で、当社にとって最も望ましいと考えられる条件を提示出来る可能性が高い機関投資家として、2019 年 8 月に割当予定先の資産運用を行う会社である Weiss 社の紹介を受けました。

その後、Weiss 社に対し当社の経営環境・今後の事業方針及び資金需要を伝えたところ、数度の協議を経て Weiss 社より具体的な提案として当社の資金ニーズに沿う本資金調達提案を受けた次第です。

また、当社が、Weiss 社の日本株式担当アナリストを通じてヒアリング及び資料にて確認したところ、①Weiss 社は米国の経済学者である Andrew Weiss 氏が創業し、現在も CEO を務めていることが背景としてある中で、学術的な投資理論を重視し、精緻な企業分析を行った上で投資を行うことを標榜しております。また、②Weiss 社は安定した資金を基にファンドを運営していることから、短期的な業績動向だけでなく、中長期的な事業戦略を評価した上で投資を検討可能であり、③投資先と良好な関係を構築しながら経営には関与せず、中長期的に投資先の株主価値最大化を金融面から支援していく方針の投資家である旨の表明を口頭で受けております。以上の理由から本資金調達提案を採用し、Weiss 社の関連会社であり Weiss 社の役員と同一の役員構成である、Nippon Opportunity Management LLC が運用する Japan International Partners LLC を割当先とすることを決定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

本新株式及び本新株予約権の行使により取得する当社株式について、当社と割当先との間で、継続保有及び預託の取り決めはありません。なお、本新株式及び本新株予約権の行使後の当社株式に関する割当予定先の保有方針は純投資である旨、口頭で確認しております。当社役員と割当予定先の担当者との協議において、本新株式及び本新株予約権の行使より取得する当社株式については、割当予定先が市場の状況等を勘案し市場売却等の方法により適宜売却する可能性がある旨を口頭にて確認しております。また、本買取契約において、割当予定先が保有した株式については、一日の当社株式の出来高の20%を超える株式数を一日で売却しない旨を合意する予定です。

また、本新株予約権には、譲渡制限は付されておきませんが、割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する予定はなく、本新株予約権の行使が完了するまでの間は、保有する方針であることを口頭で確認しております。

本新株予約権は、振替新株予約権であるため、本新株予約権の発行要項には譲渡制限について規定されておきませんが、本買取契約において、割当予定先は、当社取締役会の事前の承認がない限り、本新株予約権を第三者に譲渡することはできない旨を定める予定です。当社取締役会が事前に譲渡承認を行う場合、前記(1)割当先の概要の注記及び(4)割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容に記載のと同様に、本人確認及び反社会的勢力と関係を有していないこと、譲渡先について本新株予約権の行使に要する資金の保有状況を確認したうえで、承認を行うこととします。

もしも、上記の経路を経て、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡することを承認した場合、直ちにその旨並びに譲渡先について本新株予約権の行使に要する資金の保有状況、本人確認及び反社会的勢力と関係を有していないことを確認した手続について適時開示を行います。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

Japan International Partners LLC に対する Brookdale International Partners, L.P. 及び Brookdale Global Opportunity Fund より提出された資金提供を確約する「エクイティ・コミットメントレター」及び Brookdale International Partners, L.P. 及び Brookdale Global Opportunity Fund の資金源として直近のプライムブローカー発行の残高報告書を受領しました。当社は、Brookdale International Partners, L.P. 及び Brookdale Global Opportunity Fund のアカウントにおける日々の入出金の金額を確認することにより、当該ファンドが本件払込みに十分な額の資金を運用していること、並びに当該ファンドが Japan International Partners LLC に対し本件払込みに必要な資金を出資する旨を確約していることを確認しました。

したがって、本新株式発行及び本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使に要する資金の確保状況について問題はないものと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社及び当社の役員・大株主と割当予定先との間において、当社株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

(6) ロックアップ

① 当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日から払込期日後180日間を経過するまでの期間中、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換もしくは交換されうる証券または当社普通株式を受領する権利を表章する証券の発行等（但し、本新株式及び本新株予約権の発行、本新株予約権の行使による当社普通株式の交付、発行済株式数（完全希薄化ベース）の5%以下の当社普通株式の交付、株式分割による当社普通株式の発行、当社の取締役等へのストッ

ク・オプションの付与（但し、当該ストック・オプションが行使された場合に交付される当社普通株式の数は、発行済みの当社新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数と合わせて発行済株式数の5%以下とします。）、その他日本法上の要請による場合等を除きます。）を行わない旨を合意する予定です。

② 当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日から割当予定先が本新株予約権を保有している期間中、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、その保有者に当社普通株式を取得する権利を与えることを内容とする当社または当社の子会社が発行者となる証券等であって、(A) 当該証券等の最初の発行後、または (B) 当社の事業若しくは当社普通株式の取引市場に関連する事由の発生により、当該証券等における当社普通株式の取得に係る行使価額または転換価額が当社普通株式の株価に連動して調整されるものの発行を行わない旨を合意する予定です。

③ 当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日から割当予定先が本新株予約権を保有している期間中、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、本新株予約権の下限行使価額の120%を下回る払込金額による当社普通株式の発行または処分、及びその保有者に当社普通株式を取得する権利を与えることを内容とする当社または当社の子会社が発行者となる証券等で、当該証券等における当社普通株式の取得に係る行使価額または転換価額等が本新株予約権の下限行使価額を下回るものの発行または処分を行わない旨を合意する予定です。

④ 当社は、割当予定先の承諾を得て上記①または②の発行等を行う場合で、割当予定先が要求した場合、上記①または②の発行等を行う証券等のうち本買取契約に従って算出される割合分について、他の相手方に対するものと同様の条件で割当予定先に対しても発行等を行う旨を合意する予定です。

(7) その他

当社は、割当予定先との間で本新株予約権の募集に関し締結予定の買取契約において、上記「2. 募集の目的及び理由(3)本新株予約権の商品性」②及び③に記載の内容以外に、下記の内容について合意する予定です。

<割当予定先による行使制限措置>

① 当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下、「制限超過行使」といいます。）を割当予定先に行わせない。

② 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。

③ 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させる。

7. 大株主及び持株比率

募集前	
株式会社レゾンディレクション	12.52%
大都長江投資事業有限責任組合	8.51%
清川 浩志	5.49%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1.62%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1.60%
株式会社アースプラン	0.79%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	0.74%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	0.73%
株式会社ウィンフィールド	0.64%
御所野 侃	0.62%

(注) 1 募集前の大株主及び持株比率は、2019年3月31日現在の株主名簿上の株式数111,009,310株に、2019年9月13日に清川浩志氏に対し実施した第三者割当増資により発行した6,451,000株を加えた117,460,310株を基準としております。

2 今回の募集分については長期保有を約していないため、今回の募集に係る新株式数及び潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持ち株比率」を表示しておりません。

8. 企業行動規範上の手続きに関する事項

当社が2019年8月27日の取締役会決議により発行いたしました新株式及び新株予約権の行使により増加する当社普通株式に係る議決権の数112,880個に、本新株式発行及び本新株予約権の行使により増加する当社普通株式に係る議決権の数164,567個を加えた増加する議決権の総数277,447個は、2019年8月27日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の25%未満であり、支配株主の異動を伴うものでもないこと（本新株予約権の全てが行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続は要しません。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
売上高	4,199,140	4,325,190	4,042,615
営業損失（△）	△293,409	△387,719	△622,031
経常損失（△）	△320,441	△424,655	△639,451
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△327,385	△469,822	△654,402
1株当たり当期純利益（円）	△3.68	△5.11	△6.15
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産（円）	14.7	12.7	9.5

（単位：千円。特記しているものを除く。）

(注) 当社は、2017年10月1日を効力発生日として10株に1株の割合で株式併合を行いました。2017年3月期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を記載しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（発行決議日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	117,460,310株	100.0%
潜在株式数	14,137,000株	12.0%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
始値	70円	70円	44円
高値	80円	80円	45円
安値	60円	42円	19円
終値	70円	44円	27円

- (注) 1 各株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
 2 当社は、2017年10月1日を効力発生日として10株につき1株の割合で株式併合を行いました。2017年3月期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、各株価を記載しております。

② 最近6ヶ月間の状況

	6月	7月	8月	9月	10月	11月
始値	35円	39円	38円	34円	36円	34円
高値	42円	41円	38円	37円	37円	37円
安値	33円	36円	31円	33円	33円	34円
終値	39円	37円	34円	36円	35円	36円

- (注) 1 各株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
 2 11月の株価については、2019年11月7日現在で表示しております。

③ 発行決議日前取引日における株価

	2019年11月7日
始値	34円
高値	37円
安値	34円
終値	36円

- (注) 各株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による新株予約権の発行（第8回～第10回新株予約権）

払込期日	2017年10月23日
発行時における調達予定資金の額	1,469,020,000円（差引手取概算額）
発行価額	総額15,520,000円（第8回新株予約権1個につき38円、第9回新株予約権1個につき70円、第10回新株予約権1個につき104円）
募集時における発行済株式数	89,009,310株
当該募集による潜在株式数	22,000,000株

	第8回新株予約権：6,000,000株 第9回新株予約権：10,000,000株 第10回新株予約権：6,000,000株
現時点における行使状況 (交付株式数)	73,000個(7,300,000株) 第8回新株予約権：60,000個(6,000,000株) 第9回新株予約権：13,000個(1,300,000株) 第10回新株予約権：0個(0株) 未行使の新株予約権(第9回新株予約権：87,000個、第10回新株予約権：60,000個)の全部について、当社は2018年7月23日付で取得・消却しております。
割当先	クレディ・スイス証券株式会社
調達資金の額	396,520,000円(差引手取額：382,662,752円)
発行時における当初の資金使途	① 物流パートナーが運営する中国物流倉庫建設への出資 ② 企業主導型保育園への事業進出 ③ 本業の仕入資金 ④ 本業関連分野でのM&A
発行時における支出予定時期	① 2017年12月～2019年12月 ② 2018年1月～2020年9月 ③ 2017年10月～2018年11月 ④ 2018年1月～2019年12月
現時点における充当状況	企業主導型保育園の設備資金として45百万円、本業の仕入資金として1億25百万円、借入金の返済資金として2億円、新株予約権の取得資金として12百万円を充当しました。

・第三者割当増資及び新株予約権の発行(第11回～第13回新株予約権)

第三者割当増資

払込期日	2018年7月23日
発行価額	普通株式1株につき33円
募集時における発行済株式数	普通株式96,309,310株
当該募集による発行済株式数	普通株式14,700,000株
募集後における発行済株式総数	普通株式111,009,310株
割当先	株式会社レゾンディレクション

新株予約権の発行

払込期日	2018年7月23日
新株予約権の総数	93,000個 第11回新株予約権：43,000個 第12回新株予約権：30,000個 第13回新株予約権：20,000個
発行価額	総額9,269,000円(第11回新株予約権1個につき183円、第12回新株予約権1個につき42円、第13回新株予約権1個につき7円)
割当先	株式会社レゾンディレクション

第三者割当増資及び新株予約権発行により調達した資金の充当状況

調達資金の額	494,369,000円（差引手取額：487,569,000円）
発行時における当初の資金使途	① 企業主導型保育事業の設備資金 ② 本業の仕入れ資金 ③ 新テナントショップの出店資金
発行時における支出予定時期	① 2019年1月～2021年5月 ② 2018年8月～2018年11月 ③ 2018年7月～2020年5月
現時点における充当状況	本業の仕入資金として3億90百万円、新テナントショップの出店資金として32百万円、本業関連分野としてのウェアラブルIoT技術を活用した「園児見守りソリューション」の開発費として32百万円、中西株式会社の株式取得費用として33百万円を充当しました。

新株予約権（第11回～第13回新株予約権）行使により調達した資金の充当状況

払込期日	2018年7月23日
発行時における調達予定資金の額	568,500,000円（差引手取概算額：563,000,000円）
募集時における発行済株式数	96,309,310株
当該募集による潜在株式数	9,300,000株 第11回新株予約権：4,300,000株 第12回新株予約権：3,000,000株 第13回新株予約権：2,000,000株
行使価額	第11回新株予約権：45円 第12回新株予約権：65円 第13回新株予約権：90円
現時点における行使状況 （交付株式数）	0個（0株）
割当先	株式会社レゾンディレクション
調達資金の額	－円（差引手取額：－円）
発行時における当初の資金使途	① 企業主導型保育事業の設備資金 ④ 本業関連分野でのM&A
発行時における支出予定時期	① 2021年1月～2021年5月 ④ 2020年4月～2023年12月
現時点における充当状況	－

・ 第三者割当増資及び新株予約権の発行（第14回新株予約権）

第三者割当増資

払込期日	2019年9月13日
発行価額	普通株式1株につき31円
募集時における発行済株式数	普通株式111,009,310株
当該募集による発行済株式数	普通株式6,451,000株
募集後における発行済株式総数	普通株式117,460,310株
割当先	清川浩志氏

新株予約権の発行

払込期日	2019年9月13日
新株予約権の総数	48,370個
発行価額	総額5,030,480円（第14回新株予約権1個につき104円）
割当先	清川浩志氏：32,250個、株式会社大都商会：16,120個

第三者割当増資及び新株予約権発行により調達した資金の充当状況

調達資金の額	205,011,480円（差引手取額：200,411,480円）
発行時における当初の資金使途	① 本業の仕入資金
発行時における支出予定時期	① 2019年8月～2019年11月
現時点における充当状況	本業の仕入資金として2億円を充当しました。

新株予約権（第14回新株予約権）行使により調達した資金の充当状況

払込期日	2019年9月13日
発行時における調達予定資金の額	149,947,000円（差引手取概算額：147,147,000円）
募集時における発行済株式数	111,009,310株
当該募集による潜在株式数	4,837,000株
行使価額	1株当たり31円
現時点における行使状況 （交付株式数）	0個（0株）
割当先	清川浩志氏：32,250個、株式会社大都商会：16,120個
調達資金の額	－円（差引手取額：－円）
発行時における当初の資金使途	② ウェアラブルIoT事業の仕入資金 ③ 本業関連分野でのM&A、新規事業
発行時における支出予定時期	② 2019年10月～2019年12月 ③ 2020年1月～2021年12月
現時点における充当状況	－

募集株式

発行要項

1. 募集株式の種類及び数
普通株式 1,543,200 株
2. 募集株式の払込金額
1 株につき 32.4 円
3. 払込金額の総額
49,999,680 円
4. 増加する資本金及び資本準備金の額
増加する資本金の額：24,999,840 円
増加する資本準備金の額：24,999,840 円
5. 申込期日
2019 年 11 月 25 日
6. 払込期日
2019 年 11 月 25 日
7. 募集の方法
第三者割当の方法による。
8. 割当予定先及び割当株式数
Japan International Partners LLC 1,543,200 株
9. 払込取扱場所
山陰合同銀行 神戸支店
10. その他
本株式の発行については各種法令に基づき必要な手続が完了していることを条件とする。

株式会社キムラタン

15 回新株予約権

発行要項

1. 本新株予約権の名称
株式会社キムラタン第 15 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 申込期間
2019 年 11 月 25 日
3. 割当日
2019 年 11 月 25 日
4. 払込期日
2019 年 11 月 25 日
5. 募集の方法
第三者割当の方法により、149,135 個の本新株予約権を Japan International Partners LLC に割当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 14,913,500 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする）。
但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数
149,135 個
8. 本新株予約権の払込金額
金 34 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 0.34 円）
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 32.4 円とする。

10. 行使価額の修正

第16項第(1)号に定める本新株予約権の行使請求に必要な事項の通知がなされた日(以下「修正日」という。)の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日に係る修正後の行使価額が18円(以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当による場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当の場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までには本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間
2019年11月26日から2022年11月25日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得
(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要であるとして、2019年11月26日以降に当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本

新株予約権1個当たり34円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。

- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、会社法273条の規定に従って通知をした上で、本新株予約権1個当たり34円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
 - (3) 当社は、2022年11月25日において、本新株予約権1個当たり34円の価額で、当該時点で残存する本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
16. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
17. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本発行要項及び割当先との間で締結する予定の買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金34円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとする。
19. 行使請求受付場所
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
20. 払込取扱場所
株式会社山陰合同銀行 神戸支店
21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
22. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
23. その他
- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。